

令和5年第5回永平寺町議会定例会議事日程

(17日目)

令和5年6月14日(水)

午前10時00分 開議

1 議事日程

- 第 1 議案第36号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第37号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第38号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 4 議案第39号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第40号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第41号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 請願第 1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択のお願い
- 第 8 請願第 2号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願
- 第 9 請願第 4号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書
- 第10 委員会の閉会中の継続審査について
- 第11 委員会の閉会中の継続調査の申出

2 会議に付した事件

- 第 1 議案第36号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について
- 第 2 議案第37号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について
- 第 3 議案第38号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について
- 第 4 議案第39号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第40号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第41号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

- 第 7 請願第 1 号 所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書採択のお願い
- 第 8 請願第 2 号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願
- 第 9 請願第 4 号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書
- 追加日程第 1 発委第 3 号
保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出について
- 第 1 0 委員会の閉会中の継続審査について
- 第 1 1 委員会の閉会中の継続調査の申出

3 出席議員（14名）

- 1 番 酒 井 圭 治 君
- 2 番 長 岡 千 恵 子 君
- 3 番 川 崎 直 文 君
- 4 番 朝 井 征 一 郎 君
- 5 番 清 水 紀 人 君
- 6 番 金 元 直 栄 君
- 7 番 森 山 充 君
- 8 番 清 水 憲 一 君
- 9 番 滝 波 登 喜 男 君
- 1 0 番 齋 藤 則 男 君
- 1 1 番 上 田 誠 君
- 1 2 番 松 川 正 樹 君
- 1 3 番 楠 圭 介 君
- 1 4 番 中 村 勘 太 郎 君

4 欠席議員（0名）

5 永平寺町議会に説明のため出席した者の職氏名

町 長 河 合 永 充 君

副	町	長	北	川	善	一	君
教	育	長	室		秀	典	君
消	防	長	宮	川	昌	士	君
総	務	課	吉	川	貞	夫	君
契	約	管	竹	澤	隆	一	君
防	災	安	吉	田		仁	君
財	政	課	多	田	和	憲	君
総	合	政	清	水	智	昭	君
住	民	税	原		武	史	君
会	計	課	石	田	常	久	君
福	祉	保	木	村	勇	樹	君
子	育	て	島	田	通	正	君
農	林	課	黒	川	浩	徳	君
商	工	観	江	守	直	美	君
建	設	課	家	根	孝	二	君
え	い	住	深	水	正	康	君
上	下	水	勝	見	博	貴	君
学	校	教	山	口	健	二	君
生	涯	学	朝	日	清	智	君

6 会議のために出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	清	水	和	仁	君
書					記	酒	井	春	美	君

～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～．～

午前10時00分 開議

～開 会 宣 告～

○議長（中村勘太郎君） おはようございます。

各議員におかれましては、お忙しいところご参集をいただき、ここに17日目の議事が開会できますこと、心から厚く御礼を申し上げます。

なお、本日傍聴に来庁されました皆様方には、傍聴心得を熟読され、ご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

今定例会はクールビズ期間に伴い、本町においても議会開催中の服装をノーネクタイで臨んでおりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

本日の会議事件の説明者として、町長、副町長、教育長、消防長並びに各課長の出席を求めています。

ただいまの出席議員は14名で定足数に達しております。これより本日の会議を開きます。

議事日程は、会議規則第21条の規定に基づき、皆様のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

なお、質疑につきましては、会議規則第55条の規定を遵守していただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

～日程第1 議案第36号 令和5年度永平寺町一般会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 日程第1、議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第36号、令和5年度永平寺町一般会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第2 議案第37号 令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第2、議案第37号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第37号、令和5年度永平寺町国民健康保険事業特別会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第3 議案第38号 令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第3、議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第38号、令和5年度永平寺町上水道事業会計補正予算についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第4 議案第39号 永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を
改正する条例の制定について～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第4、議案第39号、永平寺町職員の特殊勤務
手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論なしと認めます。

採決します。

議案第39号、永平寺町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条
例の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

～日程第5 議案第40号 永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定につい
て～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第5、議案第40号、永平寺町税条例の一部を
改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 討論に入ります。

討論ありませんか。

(「はい、議長。6番」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 6番、金元君。

○6番(金元直栄君) 国の地方税法の改定による今回の町税条例の改定であります

けれども、森林環境税など、これまでの復興税をこれに振り替えるということも
ありますけれども、ただ、この間、私たち町民の生活を見ても、25年以
上実質賃金が引き下がり続けていること、また、今日の異常な物価高、電気料金
やそういうことを含めての物価高の中、国は、ガソリンの高騰対策として一定の
支援をしているとはいえ、こういう税制上の、いわゆるこの今日の状況に合わせ
た町民の負担軽減、そういうことがやっぱり見られないということから、私はこ
の条例の改定案、特に国の条例改定に抗議をするという意味を含めて、反対討論
といたします。

○議長（中村勘太郎君） ただいま、原案に反対の発言をいただきました。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第40号、永平寺町税条例の一部を改正する条例の制定につい
て、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（中村勘太郎君） 起立多数です。

よって、本件については原案のとおり可決されました。

～日程第6 議案第41号 永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改
正する条例の制定について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第6、議案第41号、永平寺町上水道事業の設
置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、を議題といたします。

第3審議を行います。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

議案第41号、永平寺町上水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
の制定についての件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中村勘太郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前10時10分 休憩)

(午前11時30分 再開)

○議長(中村勘太郎君) 休憩前に引き続き再開します。

～日程第7 請願第1号 所得税法第56条の廃止を求める意見書採択のお願い～

○議長(中村勘太郎君) 次に、日程第7、請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択のお願いの件を議題といたします。

本件は、去る令和5年2月27日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

1番、酒井君。

○1番(酒井圭治君) 総務産業建設常任委員会に付託されました請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択のお願いについて報告いたしたいと思っております。

これにつきましては継続審議ということで行ってまいりましたが、5月12日の総務産業建設常任委員会にて審議いたしましたところでございます。

現在、事業所得につきましては、個人事業者が売上げ及び必要経費を適切に記録し記帳して、適切な申告が行われることを推奨する観点から、青色申告制度を設け、各種の税制上の優遇措置の適用を認めております。

しかしながら、青色申告以外の一般の個人事業者は記帳や記録などの保存の程度が十分ではなく、対価の支払い状態についても確認できるとは限らず、親族間の恣意的な所得分割による租税回避を防止する、この観点からも、所得税の計算上、家族従業員に対する給与の必要経費算入は認められないということになっております。

その一方で、所得税法は、この規定を原則としつつも、事業に専従する親族である場合の必要経費の特例等の規定として所得税法第57条、これを設けまして、

青色申告者につきましては、帳簿等により家計と事業の分離や給与支払いの実態を確認できることから、家族従業員の給与の実額による経費算入を認めている、そういった状況でございます。

女性の件につきましては、現在、女性の社会進出が一般化し、働き方の多様化、専門性も増していることから、恣意的な所得分割を防止しながら、これにつきましては親族間取引を認めることができる新たな方法を、これは早急に検討する必要があると感じているところではございます。

しかしながら、課税の公平性の観点から、請願の内容で見ますと、単に所得税法第56条だけを廃止、これによるだけでなく、現時点においては青色申告の活用を推進すべきであると考えられます。

また、委員からの意見の中から、永平寺町内の商工業者、この指導実態についても調査ということが出まして、調査したところ、近年の方向性としては白色申告と青色申告の手続上の差がなく、青色申告のほうが所得控除も大きいほか、家族従業員の給与額の制限もないため、よほどの理由がない限り青色申告にするよう指導されているという実態事例、これが永平寺町の現在の実態事例でございます。

以上のことから、当委員会で採決をさせていただきましたところ、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択を求める請願第1号につきましては、反対多数にて不採択となりましたので報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 委員長の今の説明、分からないわけではないですけども、その中で家族労働というふうなことを言っているわけですけども、実際に家族労働に該当しているのが奥さんであり娘さんでありという、その女性労働者に対してのことが重要視されているのではないかと思います。その女性の労働に対しての対価が認められていないということは、これは不当に女性労働を低く見ているというふうに思われます。

その中でお聞きしたいのは、56条だけを廃止するのはどうかというふうな意見もお話をしておられましたけれども、もちろん改善策というのは別に必要かとは思いますが、現行として青色及び白色といった2つの税の確定方法があ

るわけですから、その中で、やはりその平等性ということを考えますと、一方の青色にするようにということ促すことよりも白色のやり方そのものを変える必要があるというふうに思いますので、そこら辺について不採択となった具体的な理由というのを、税法上の話ではなくて、皆さんのご意見の中からこういったご意見があったのかをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（中村勘太郎君） 委員長。

○1番（酒井圭治君） やはり今申し上げたように、意見としては青色、白色があるという、そういったことの中で、あえて白色にするのはどうかというお話がございました。

それと、ここ大事なところだと思いますが、永平寺町内にこの実態が実際に存在しているのかというところではございますが、これも関係の機関で一応確認させていただいたところ、先ほど申し上げましたが、商工事業者への指導実態、これにつきましては青色申告というような形での指導を行っているといったところで対応している、そういったことでございます。

以上です。

○議長（中村勘太郎君） ほか。

長岡君。

○2番（長岡千恵子君） それでは、お伺いします。

本町内でどのくらいの青色申告者及び白色申告者がいらっしゃるか、もし数字的なものをご存じでしたら教えていただけますでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 分かりますか。

酒井委員長。

○1番（酒井圭治君） 参考資料でございますが、調査依頼ということで記帳担当者、これは実を言うと商工会でございますが、そういった機関と一応確認を取らせていただきながら、また、税理士等のそういったことも、ちょっと意見も確認したような状況でございます。

所得税法56条につきましては、先ほど申し上げました白色申告事業者の家族従業員の給与がそれぞれ86万円もしくは50万円経費として計上できるものであると。近年の商工会の指導方針としては、白色申告、青色申告の手続における差がなくなったということございまして、そういったことで、先ほど、再三申し上げますが、よほどの理由がない限りは青色申告にするよ、そのほうが明確なものになると、税法上もということでございます。

それで、今ご質問の商工会に記帳業務を委託している会員事業者、これ現在104事業者でございます。そのうち白色につきましては2件です。しかしながら、その2件とも家族従業員がいない。そういったことで、本件の該当については把握できていない部分がございます。

また、これ以外にこちらで調査し切れない部分としては会計士や税理士がお持ちの部分があるかも分かりませんが、そこまでの調査はしていないのが実情でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） 了解ですか。

○2番（長岡千恵子君） はい。

○議長（中村勘太郎君） ほかがございませんか。——はい。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「はい。討論あります」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は不採択です。したがって、原案に賛成の方の討論の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 11番、上田です。

では、私は、今ほどの委員長の報告、委員会での不採択に対する反対の討論をさせていただきたいと思います。

原案に対して賛成の立場から討論を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

今ほど委員長の発言がありました。永平寺町内ではそういう例が少ないというのは、そこをおっしゃっていましたが、この税法そのものが、56条は、個人事業者と生計を共にする配偶者や家族が事業から受け取る対価、報酬ですね。報酬を事業の必要経費と認めないという点であります。このことは配偶者や家族の働き方を、その所得の合算することを押しつけているものというふうに思っております。このため、白色申告者の家族従業員の給与収入は事業の控除しか認められないというふうになっております。これは先ほど委員長からありましたように、配偶者は85万円、その他の家族は50万円という形であります。これは社会的、

また経済的にも不利な立場に立っているというふうに思っております。

また、町内における個人営業者、先ほどは非常に少ないようなことをおっしゃっていましたが、青色申告している方もいらっしゃるということも言っておられましたが、個人経営を行うお店や商店、また中小企業は、そのいろんな町内における経済のみならず、地域の生活を守る大きな役割を担っているふうに思っております。

先ほど青色申告と白色申告の帳簿義務のことをおっしゃっていましたが、平成26年から白色申告者に対しても全面的な記帳をやりなさいよというふうに指導もされています。そういうことから、例えば青色申告、また白色申告の、それは当然事業者の自由っていうのですか、そういう規制されています。そういう面から考えて、この税法については、先ほど長岡議員からもありましたが、やはり憲法に規定される両性、男女の賃金格差にも大きく影響している部分が一因というふうにも考えられております。これについては国会でも、自民党も含めて見直さないかんというふうな話がされています。

そういう中においてこの所得税法56条は、過去の男尊女卑の、明治以来の男尊女卑の民法からも来ているということを考えるならば、ぜひとも女性の権利も含めて必要かというふうに思っていますし、地域経済の生活を守るためにも必要かというふうに思っています。

この税法の廃止については、2023年——今年ですね。今年の1月の時点でも全国で566自治体がそれに対して廃止を採択しておるものでありますし、税理士会や弁護士会のほうからもそういうふうな形の意見書も出されています。そういうことを考えれば、当町としても、それは小さい町ではありますが、この全国的な所得税法56条、これは例えば、今言いましたように、男尊女卑、両性の平等にも反することであり、男女の賃金格差のことでもあり、地域の経済を活性化することを考えても、これは廃止すべきだというふうに考えております。

当議会においても、こういう全国のことを鑑みれば、ぜひともその廃止の意見書を出すことについて議員各位の賛同を求めて、賛成の立場の討論とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対の討論の発言を許します。

3番、川崎君。

○3番（川崎直文君） 私は、不採択、反対ということでお話しさせていただきます。

所得税法第56条は、事業から受けた家族従業員が受ける場合の必要経費の取

扱いについて規定しております。家族間で所得を分離し、不当に課税を逃れる租税回避的な行為を防止する趣旨の条項であります。

しかし、法が制定された当時と比べ社会状況も大きく変化してきております。時代に即した概念の下に、廃止ではなく見直しが必要と考えます。

よって、今回の請願第1号に対しては不採択ということで討論させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（中村勘太郎君） ほか討論はありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） やはり先ほども言いましたように、家族従業員ということになりますと主に女性ということが対象になってくるのではないかと思います。

所得税法56条、これが制定された、多分明治ぐらいの時期だろうと思います。その頃は確かに主たるものは男性であり、女性たるものは従であったというのは明らかであると。それは私自身も認識しておりますが、今現在はどうですかね、それが主と従の関係にあるなんていうことはあり得ないと思います。この法律そのものがあまりにも女性を蔑視した内容であるというふうに考えられます。

青色申告であろうが白色申告であろうが、その申告の仕方云々よりもその内容に関わる問題であるというふうに思いますので、これは女性の立場としては何とんでも採択していただいて、検討していただかなくてはいけない意見書だというふうに思いますので、賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほか討論はありませんか。

5番、清水君。

○5番（清水紀人君） 反対の立場で発言させていただきます。

今、長岡議員が言われた女性の問題というわけではなくて、これはひとえに税制の問題ということだと思います。これを税制の問題、青色申告を今皆さん推進されていまして、青色申告をするというのが今の商売をしていく上で大事なことだと思います。白色申告ということでちょっと抜け道をつくってしまうなど、そういったことをなくすという思いもありまして、私はこれに反対をいたします。

○議長（中村勘太郎君） ほか討論はありませんか。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私は、この意見書採択のお願いについては賛成の立場であります。

特にこの法律に女性差別そのものが残っていること自体憲法違反でありますか

ら、これについては自民党も政府も見直す必要があるということを言っています。そうなのに手をつけていないというのが現実です。

さらに、町内の商業者には白色申告は少ないという話ですが、農業なんかで言うと、ある意味当たり前の制度、白色申告であります。今後、インボイスの導入などがあると、ある意味すべて示されることになるということを考えると、それに応ずる、いわゆる家族労働の認知の問題、それは保障していくのが当たり前の話でもあります。

先ほど廃止ではなく見直しということでしたが、この条項については、ある意味その見直しで済むのか。やっぱり廃止です。そこは条文を見ても明らかなおりでありますから、その意味では、本当に今すぐ女性差別もなくすという立場からもこれを見直していくことが当然だと、廃止していくことが当然だという立場から、私は賛成意見とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほか討論ありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第1号、所得税法第56条の廃止を求める意見書採択のお願いを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決します。原案について採決します。

本件について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長（中村勘太郎君） 起立少数です。

よって、本請願書は不採択とすることに決定いたしました。

～日程第8 請願第2号 保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第8、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願の件を議題といたします。

本件は、去る令和5年5月29日、教育民生常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 今、議長が示されたとおり、請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な増額を求める意見書の採択を求める請願ですが、先般、教育民生常任委員会で審議しました。結果は、全会一致で採択でありました。

なお、提案理由の一部を示させていただきますと、子どもの保育をめぐる状況は近年、保育士の待遇が非常に低い状況から、保育士の慢性的な成り手不足などが指摘されているところです。そんな中、近年、車中に子どもを置き去りになるなど、子どもの事故や不適切な保育の状況も報告や報道されているところであります。

こんな中、いわゆる保育に係る保育士の配置基準の一部には、1948年、75年前に設けられたまま今日に至っていること、また、保育園の面積基準もまた75年前のままという状況となっており、これは今日の保育中の子どもの事故や不適切保育につながっているとの指摘もあるところです。

岸田首相が異次元の子育て政策と言っている中、一部保育士の配置については支援による保育士の増員は示されたものの、その基礎となる保育士の配置基準の改定には至っておりません。今回の請願は、こんな状況の中で保育士さんの現場から、またそれに呼応した保護者からの願いであり、請願の採択と意見書の送付を願うものでありました。

これは審議の結果、了として採択、全会一致で採択されたことは誠によかったです。

以上で報告と提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

これより請願第2号、保育士配置の最低基準の引き上げと、保育予算の大幅な

増額を求める意見書の採択を求める請願を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

したがって、本件について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方、起立をお願いします。

(起立全員)

○議長（中村勘太郎君） 起立全員でございます。

よって、本件は原案のとおり採択することに決定いたしました。

～日程第9 請願第4号 日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第9、請願第4号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書の件を議題といたします。

本件は、去る令和5年5月29日、総務産業建設常任委員会に付託された議案であります。

皆様のお手元に配付のとおり、委員長より審査報告書が提出されております。

本報告書の朗読を省略し、委員長の報告を求めます。

1番、酒井委員長。

○1番（酒井圭治君） 総務産業建設常任委員会に付託されました請願第4号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書につきまして報告いたします。

去る6月12日、総務産業建設常任委員会にて審議させていただきました。採択につきましては、反対意見として委員の中から、この件は類似の請願が令和2年12月議会にて不採択となっていることの報告があり、また当時の意見も紹介されたところでございました。また、国は現在まで、また広島でのG7でも核廃絶に向け、現実に沿って世界に対して今もなお多くのアプローチを行っていると考えております。核の傘につきまして、このことにつきましては、現在の国周辺における軍事活動が活発化する中で国家のパワーバランスを無視することはできないのではないかと、そういった意見もございました。

採択につきまして、賛成の意見としては、やはり武力を武力で解決するのはいかなものなのか、唯一の被爆国である日本がアメリカの核の傘に入るのはいかなものかという意見がございました。そういった結果、採決を取らせていただ

いたところ、この請願につきましては不採択に賛成多数となりましたので、報告いたしたいと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（中村勘太郎君） これより、委員長の報告に対して質疑を行います。

質疑ありませんか。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 11番、上田です。

この紹介議員として質問をさせていただきたいと思います。

私たち日本は唯一の被爆国であり、今ほどの発言の中にいろんな、政治バランスとか、何かそういうものを見てというふうな話がありました。しかしながら、日本が取るべき道は、被爆国として原爆被爆者の声、そういうものの中から、やはり戦争じゃなくて平和で解決する、平和の道を歩む、そういうふうなところから、ぜひともそういう道を歩んでほしいというふうな思いであります。

全世界の国連において122対1ということで、核兵器禁止条約が圧倒的多数で採択されました。そして今現在、92か国が署名し、68か国が批准をしています。その中で唯一の被爆国である、またそういうふうな惨事を被った当国として、そういうものに対してやはり平和というものを常に訴えるべき。今ほど賛成の議員からありましたように、武力のものを武力でそういうふうな解決することはおかしいのではないかというのが、やはり日本の、その被爆国たる取るべき道だというふうな考えます。

そういうふうな意見は、あえてなかったのでしょうか。

○議長（中村勘太郎君） 委員長。

○1番（酒井圭治君） 初めに申し上げましたとおり、やはり唯一の被爆国であり、また核の傘に入るのはどうかと、そういった意見はございました。

しかしながら、国が今まで、現在までに対応している状況がございます。その国の進め方といいますか、このことについて、やはり国の専権事項であるといったようなところもございました。

それで、やはり私も気になりました。2020年、防衛白書が出ております。我が国を取り巻く安全保障環境というものがございます。その中で、我が国周辺の現在、安全保障環境はどうなっているのかということでございます。これはあくまでも国の専権事項ではありますが、国防省が出しているものでございます。そのことの内容から考えると、やはり我が国周辺には強大な軍事力を有する国家

など、それが集中し、また軍事力のさらなる強化、また軍事活動の活発化の傾向が顕著となっている。このことに対して、また我が国を含むインド・太平洋地域の各国、政治体制、経済の発展段階、民族、宗教、そういった面でも多様性に富んでいる部分がございます。また、安全保障間、脅威認識もそれぞれ国で違うということでもあります。日本の考えだけではないわけでもあります。

そこで、安全保障面の地域協力枠組みは、やはり十分制度化されておらないといったようなことがございます。地域内における領土問題、統一問題という、そういった従来からの問題も厳然として今存在するわけでございます。朝鮮半島においては半世紀以上にわたり同一民族の分断が実際に継続していると、南方双方の兵力が対峙する状態が続いている。また、台湾をめぐる問題のほか、南シナ海をめぐる問題なども存在する。

さらに我が国について言えば、我が国所有の領土である北方領土、このことと竹島の領土問題、そういったものが依然として未解決のまま存在している。これに加えて、近年では領土や主権、経済権益などをめぐる純然たる、平時でも有事でもない、いわゆる現在グレーゾーンという、そういった事態が国家間の競争の一環として、長期にわたって継続する傾向に現在あるわけです。今後さらにこういったことが増加、拡大している可能性というのは否めないのではないかというふうに考えているところでございます。

実際に、現在の、これは国の専権事項ではございますが、今実際に日本を取り巻く環境がこういったふうに、今、日本がどういうふうに取り囲まれているかと、そういったこと十分検討していきながら、一市町としてその専権事項に対して物申すという、そういった案件ではないかと思っているところではございます。

確かに核の傘、平和を願う、その気持ちは私も当然同じです。日本国民全部同じだと思っているところではございますが、こと本件の核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書提出ということのみではないというところをご理解いただけたらというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（中村勸太郎君） 11番、上田君。

○11番（上田 誠君） やり取りするのはさらさらありませんが、現実的に武力対武力で解決しないよというのが、今のウクライナ見ても北朝鮮と朝鮮見ても同じです。そういうものにはなくて、やはり外交でやるっていうことのための核兵器禁止条約、全世界がそのように批准をやっているわけですから、そういう面をぜ

ひ強力にしていただければというふうに思います。

そのような発言をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中村勘太郎君） ほかありませんか。

ないようですので、質疑を終わります。

自由討議の提案ありますか。

討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論と認……。

○6番（金元直栄君） 討論あり。本案に賛成とか、そういうことは今言っていないけど。

○11番（上田 誠君） 言ってない。

○議長（中村勘太郎君） いや、さっき言ったから。

討議はございませんでしたので、討論に入ります。

討論ありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 討論があります。

討論に入ります。

委員長報告は不採択です。したがいまして、原案に賛成者の討論の発言を許します。

11番、上田君。

○11番（上田 誠君） 11番、上田です。この請願についての紹介議員として討論をさせていただきます。

委員会では不採択ということでしたが、それに対しての、その原案に対しての賛成の討論をさせていただきます。

この請願は現在、皆さんご存じのように、ウクライナに対するロシアの侵略があり、今現在、戦渦にある中であります。その中であって、ロシア、ベラルーシに核配備など、核兵器の使用の危惧が日々高まっているというふうな形の報道もされております。

私たちは、先ほど言いましたように、世界でただ一つの被爆国であります。全世界に向けて戦争ではなく平和。平和外交、要は話し合いによってそれを求めている

ます。核による威嚇ではなく、核兵器の廃絶を求めるものであります。

先ほど言いましたように、2017年、国連において核兵器禁止条約が120対1の圧倒的な大差で採択されました。その採択されたことに関し、今現在92か国が署名し、68か国が批准をしています。我が国においてはそれがまだなされておられません。このように、広島、長崎での惨事を経験している国として、全国の被爆者の方々の声に応えるためにも、率先して核禁止条約に参加し、その署名、批准を求めるものであります。

全国では、先ほど言いましたように、652の自治体はその批准の採択を行っております。ぜひとも、非核宣言をしている当町といたしましてもこの請願の採択をお願いするものであり、議員各位の賛同を求めるものであります。よろしくお願いたします。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

5番、清水君。

○5番（清水紀人君） 反対の立場から発言させてもらいます。

これまでも日本政府は、国際情勢の安定のために橋渡しとして重要な役割を果たしてきました。国際情勢が今不安定な中で、現状、核兵器禁止条約を批准することで核の廃絶につながらないということで、反対の立場を取らせていただきます。

○議長（中村勘太郎君） ほかに討論はありませんか。

2番、長岡君。

○2番（長岡千恵子君） 我が国というのは、やはり世界中で唯一の被爆国であります。もう78年前の話で、どんどんとその記憶そのもの自体が日本人の脳裏の中から薄れてきている、これが現状だと思います。被爆された方もお亡くなりになる方が多くなる、高齢化によってお亡くなりになる方があって、その実情について、なかなか後世へ伝えていくことも不可能な状況になっています。その中でのウクライナとウクライナに対するロシアの侵略が始まっているわけです。

今見ていると、報道される戦争の内容というのは非常に悲惨なものです。子ども、高齢者、弱い者も見境なくたたき潰してしまおうというのが今のやり方の戦争ではないでしょうか。そんな中で、唯一被爆国である我が国が核兵器廃止という、核兵器廃止条例ということに対して、やはり署名し批准していくということは、日本が平和であり続けるために必要なことだと思います。

確かに今、日本を取り巻く現状としましてはいろいろな不安に陥るような状況

があることは確かでありますけれども、ですけれども、だからといって武力に対して武力で立ち向かうというのは、あまりにもやり方として幼過ぎるやり方ではないでしょうか。そこを考えると、やはり日本はそういうものは一切持ちません、使いませんという、この平和を望む宣言が一番必要なのだというふうに思いますので、私はこの請願に対して賛成の立場を取らせていただきたいと思います。

○議長（中村勘太郎君） ほかに反対者の討論はありませんか。

ないようですので……。

（「討論あり。反対者でないよ。賛成討論」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） はい。

6番、金元君。

○6番（金元直栄君） 私も、この核兵器禁止条約への参加・署名・批准を求める意見書の提出については賛成の立場であります。

現在ウクライナで、いわゆるロシアが仕掛けた戦争が起こっていますけれども、このウクライナで、最初にベラルーシへの戦術核の配備ということがあります。皆さんご存じかどうかは知りませんが、戦術核というのは部分的に利用する核で、その地域に落とすと、例えば中性子爆弾というふうなことの試験を以前アメリカはしていたことがあります。建物とかそういうものは一切壊さずに生きているものの命だけ奪う、それが地下にしようと、地上にしようと、どこかに隠れてしようと皆殺しにする、そういうのを使うということをベラルーシは今宣言しているところです。

こういうことを考えると、唯一の被爆国、日本の果たすべき役割は非常に大きいものがあります。今、核を持っている国があるからそれを認めて、さらに将来にわたって廃止していったらどうか。でも、いつ廃止するかという展望はないです。しかし、国連では今すぐ核兵器は廃止ということを議決しました。今そういう中であって日本が果たすべき役割というのは、本当に外交努力、これを第一に、それを武器に、本当に世界に核兵器の使用はやってはならんということを訴えていくことではないかと思えます。

それに、先ほど提案理由の中で北方領土のことが出てきましたけれども、ロシアが占領していると言うのですが、実は北方領土、これ昔、千島列島と学びました。この千島列島、実はサンフランシスコ条約、これはアメリカを中心とする国々、ロシアとか中国とかを廃して結ばれた条約ですけど、ここで施政権の放棄を宣言

しているのですね。これを正さない限り、ある意味、日本はそのロシアから千島列島を返してくれるという根拠がなくなってしまうわけです。それらもアメリカの核の傘の下で安穩としている日本ではなしに、もっとそういう、武器を持たずに日本の平和外交を通じてそういうことを宣言していく、アメリカとも対等に話していく、そういう立場こそ今求められているのではないかという立場から、この意見書の提出、この請願には私、賛成の立場を取ります。

○議長（中村勘太郎君） 次に、反対者の討論の発言を許します。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより請願第4号、日本政府に「核兵器禁止条約」への参加・署名・批准を求める意見書の提出に関する請願書を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。したがって、原案について採決します。

本件について、原案のとおり採択することに賛成の方は起立を願います。

（起立少数）

○議長（中村勘太郎君） 起立少数です。

よって、本請願書は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

（午後 0時19分 休憩）

（午後 0時25分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

ただいま、教育民生常任委員長から、発委第3号、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の件が提出されました。

以上1件について、お手元に配付の議事追加日程のとおり、発委第3号、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の件を追加日程第1に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

～追加日程第1 発委第3号 保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の提出について～

- 議長（中村勘太郎君） これより、追加日程第1、発委第3号、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の件を議題といたします。

皆様のお手元に配付のとおり、教育民生常任委員長から議案が提出されております。

会議規則第39条第2項の規定により、本議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。

6番、金元君。

- 6番（金元直栄君） この意見書の内容については請願書の裏についておりますし、請願書に示された内容とほぼ同等となっております。

特に今、異次元の子育て支援ということが言われている中で、各議会から意見書の提出は、非常にその後押しをするという意味では大事なことではないかと思っています。ぜひこういう内容での提出をよろしく願いいたします。

- 議長（中村勘太郎君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村勘太郎君） ないようですから、自由討議の提案ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村勘太郎君） ないようですから、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村勘太郎君） 討論なしと認めます。

採決します。

発委第3号、保育士配置の最低基準の引き上げと保育予算の大幅な増額を求める意見書の件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

よって、原案のとおり、意見書を関係官庁等に提出することに決定いたしました。

～日程第10 委員会の閉会中の継続審査について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第10、委員会の閉会中の継続審査についての件を議題といたします。

学校再編検討特別委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

～日程第11 委員会の閉会中の継続調査について～

○議長（中村勘太郎君） 次に、日程第11、委員会の閉会中の継続調査の申出の件を議題といたします。

総務産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会、予算決算常任委員会、議会・行財政改革特別委員会、幼・保再編検討特別委員会、学校再編検討特別委員会、議会広報特別委員会の各委員長から、目下、各委員会において調査中の事件につき、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村勘太郎君） 異議なしと認めます。

よって、本件は各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

暫時休憩します。

（午後 0時34分 休憩）

（午後 0時34分 再開）

○議長（中村勘太郎君） 休憩前に引き続き再開します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件、全て議了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、去る5月29日開会以来17日間にわたり、その間、提案されました数多くの重要案件を終始極めて熱心にご審議をいただき、本日ここに全日程を終了できましたことを、深く感謝申し上げます。

今後とも議会運営につきましては、皆様方の格段のご協力をお願い申し上げます。

なお、会期中、その都度指摘されました諸点につきましては、十分留意、尊重されるとともに、執行に当たっては真に町民の福祉向上のため、万全を期されるよう特にお願いを申し上げます。

これもちまして、令和5年第5回永平寺町議会定例会を閉会いたします。

町長より閉会の挨拶を受けます。

河合町長。

○町長（河合永充君） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和5年度一般会計補正予算をはじめ条例改正等につきまして慎重にご審議をいただき、また妥当なご決議を賜り、ありがとうございました。

さて、開会のご挨拶でも申し上げましたように、時候は梅雨時に差しかかっており、恒例のアユ釣り解禁も今月17日に予定されております。今月5日には、解禁後に増加する釣り客による河川での事故を想定して、消防本部による水難救助手順の確認を行いました。

また、九頭竜川に親しむin永平寺町Summer2023と題しまして、町内河川における各種団体のイベントを広く周知するためのポスターを現在作成しております。住民の皆様にもイベントをご覧いただき、少しでも町内の自然環境に興味を持っていただけたらとの思いであります。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては、健康に十分留意され、町勢発展により一層のお力添えを賜りますとともに、これからますますのご活躍をご祈念申し上げまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（中村勘太郎君） 本日はどうもご苦労さまでございました。

（午後 0時37分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

永平寺町議会議長

永平寺町議会議員

永平寺町議会議員